

## 北見方面本部総合庁舎ほか受水槽等清掃業務処理要領

### 1 委託業務名

北見方面本部総合庁舎ほか受水槽等清掃業務

### 2 委託場所

別紙1「各施設受水槽一覧表」のとおり

### 3 業務内容

#### (1) 受水槽清掃業務

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管法」という。）同施行規則第4条の規定による検査、清掃業務及び水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2及び同施行規則第56条の規定による検査業務とする。

#### (2) 排水設備の清掃業務

ビル管法同施行規則第4条の3の規定による、排水設備の清掃業務とする。

#### (3) 各種清掃の実施に当たっては、別紙2「業務予定表」を業務担当員に提出するものとする。

### 4 業務の詳細

#### (1) 受水槽の清掃等（実施時期7月）

##### ア 業務内容

別紙1「各施設受水槽一覧表」及び図面に掲げる庁舎等の受水槽の清掃、消毒及び設備の保守点検

##### イ 受水槽の清掃方法

(ア) 水槽内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し、洗浄に用いた水は、完全に水槽外へ排除するとともに、水槽周辺の清掃を行うこと。

(イ) 壁面等に付着した物質の除去は、タンクの材質に応じ、適切な方法で行うこと。

(ウ) 高圧洗浄機で内部を清掃すること。

(エ) 清掃終了後、水道引込管内等の停留水や管内のもらい錆等が水槽内に流入しないようにすること。

(オ) 作業衣及び使用器具は水槽の掃除専用のものとし、作業衣及び使用器具の消毒を行い作業が衛生的に行われるよう配慮すること。

(カ) 水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図ること。

##### ウ 受水槽の消毒方法

(ア) 水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上水槽内の消毒を行い、消毒排水は完全に水槽外に排除するとともに、消毒終了後は水槽内に人の立ち入りを禁止する措置を講ずること。

(イ) 消毒薬は有効塩素50～100mg/ℓの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いること。

(ウ) 消毒は、水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒液を高圧洗浄機等を使用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行うこと。

(エ) 消毒後の水洗い及び水槽内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行うこと。

(オ) 水槽の清掃前後に、受水槽及び末端給水栓における水について残留塩素の測定（DPD法による）及び色度、濁度、臭度、味について水質検査を行うこと。

エ 受水槽設備の保守点検

点検保守の内容は、別紙3「受水槽保守点検表」のとおりとする。

オ 検査業務

(7) 業務内容

受水槽施設の管理状況について、水道法第34条の2第2項に基づく法定検査の申し込みを行うとともに、検査機関に提出する書類を整備の上、実地検査に立会し、その検査結果書類を提出すること。

(4) その他

受水槽施設の管理状況に係る法定検査の手数料は、受託者が支払うものとする。

カ 提出書類

受水槽清掃が完了したときには、速やかに次の書類を提出すること。

(7) 別紙3「受水槽保守点検表」

(4) 別紙4「業務完了報告書」

(7) 受水槽清掃前、清掃後及び清掃（消毒）作業中の写真

(2) 排水設備の清掃（実施時期5月及び11月）

ア 業務内容

別紙5「排水設備一覧表」及び図面に示す北見方面本部総合庁舎内外の排水管、雑排水槽及び便器・洗面台等の排水設備の清掃を行うこと。

イ 清掃方法

(7) 雑排水槽（1基～6.81m<sup>3</sup>、1基～20.42m<sup>3</sup>）

a 雑排水槽の周囲を整理し、異物等の落下を防止する。

b 雑排水槽は開放し、必要がある時は入槽前に酸素濃度計を用いて酸素濃度の測定を行い換気装置を用意する。

c 雑排水槽の残水、土砂、汚物等を排水又は搬出する。

d 高圧洗浄機で内部を洗浄する。

e 洗浄水は、建物外部の枡にポンプ等を使用して直接排水する。

(4) 排水管、排水設備

現場設備の状況を判断して使用機器、器具等を選定するものとし、洗面器トラップ、小便器及び大便器等は状況に応じ適切な薬品を併用して清掃すること。

ウ 提出書類

排水設備清掃が完了したときには、速やかに別紙4「業務完了報告書」を提出すること。

(3) その他

ア 作業に使用する電力（100V）及び洗浄用の水は庁舎最寄りの場所から無償で使用できるものとする。

イ 受託者側の責めに帰する理由により、作業の実施に関し委託者等に損害を与えたときは、その損害を賠償又は補修すること。

ウ 北見方面本部総合庁舎の改修等により、業務内容を変更する場合があるので承知すること。

エ 不明な箇所は、業務担当員の指示によること。

## 各施設受水槽一覧表

( ) 内は実施時期

施設名 (所在地)	種類	総容量		受水槽清掃	排水設備の 清掃	
北見方面本部総合庁舎 (北見市青葉町6番1号)	受水槽	CON製	39.0m <sup>3</sup>	1槽式	(7月)	(5月・11月)
	受水槽	FRP製	7.5m <sup>3</sup>	2槽式		
	高架水槽	FRP製	7.8m <sup>3</sup>	1槽式		
小計		CON製	39.0m <sup>3</sup>			
		FRP製	15.3m <sup>3</sup>			
北見運転免許試験場庁舎 (北見市大正141番1)	受水槽	FRP製	6.0m <sup>3</sup>	2槽式	(7月)	
北見警察署独身寮 (北見市美山町南5丁目133番1)	受水槽	FRP製	6.0m <sup>3</sup>	2槽式	(7月)	
合計		CON製	39.0m <sup>3</sup>			
		FRP製	27.3m <sup>3</sup>			



## 受水槽保守点検表

施設名			点検日	年 月 日
設置場所	種類	容量	点検者	
	CON製・FRP製	m <sup>3</sup>		

点検項目		判断基準	結果	判定
基 礎 ・ 部	コンクリート	亀裂、沈下がない		
	固定金具・ボルト	劣化、緩みがない		
	架 台	発錆、腐食、たわみ、すき間がない		
本 体	水 漏 れ	水漏れがない		
	接合金具、接合ボルト	緩み、腐食がない		
	外 面	発錆、腐食、損傷がない		
	内 面	腐食、損傷がない		
	マンホール	密閉状態が良好である 施錠してある		
附 属 装 置	ボールタップ 定水位弁	変形、損傷がない		
		水漏れがない		
		衝撃がない		
	水面制御及び警報 装置（電極棒）	汚れがない		
		接続部の緩みがない		
		腐食、損傷がない		
	正常に作動する			
附 属 配 管	変形、腐食、損傷がない			
	防虫網の詰まりがない			
	防虫網の腐食、損傷がない			
配管接続部	変形、腐食、損傷がない			
給水・揚水ポンプ	腐食、損傷がない			
	正常に作動する			
特記事項				

記号： ◯ = 異常なし、○ = 調整、× = 修理要する

業務完了報告書（ 月分）

令和 年 月 日

北海道警察北見方面本部長 様

住所  
受託者  
氏名

- 1 委託業務名 北見方面本部総合庁舎ほか受水槽等清掃業務
- 2 委託期間 令和 年 月 日 から  
令和 年 月 日 まで
- 3 委託金額 金 円  
(うち 月分 円)

上記業務について、次のとおり完了しましたので報告します。

記

業務実施期間 令和 年 月 日 から  
令和 年 月 日 まで

## 排水設備一覽表

## 1 雑排水槽

区分	容量	基数	備考
雑排水槽	6.81m <sup>3</sup>	1基	
雑排水槽	20.42m <sup>3</sup>	1基	

## 2 大便器、小便器、洗面台・流し台

## (1) 5月実施

(箇所)

	総合庁舎 地階	総合庁舎 1階	総合庁舎 2階	総合庁舎 3階	増築棟 1階	増築棟 2階	増築棟 3階	計
大便器 (洗浄弁)		8						8
大便器 (ポータック)		7	5	5	2	2	2	23
小便器		4	4	4	1	3	2	18
洗面台・流し台	3	12	18	14	4	8	6	65

## (2) 11月実施

(箇所)

	総合庁舎 地階	総合庁舎 1階	総合庁舎 2階	総合庁舎 3階	増築棟 1階	増築棟 2階	増築棟 3階	計
大便器 (洗浄弁)		8						8
大便器 (ポータック)		6	5	5	2	2	2	22
小便器		4	4	4	1	3	2	18
洗面台・流し台	3	12	18	14	4	8	6	65

※ 総合庁舎1階大便器(ポータック)減

## 3 屋内外排水管

口径 (mm)	数量 (m)	備考
32	40	
40	267	
50	116	
65	122	
75	29	
80	73	
100	145	
150	114	